

一般社団法人 蔵前工業会 岡山県支部規程

2011年6月 承認

2013年9月 改定

2017年9月 改定

- 第 1 条 (支部会員) この支部は、一般社団法人 蔵前工業会岡山県支部と称し、原則として岡山県内在住又は在職もしくは参加希望する蔵前工業会会員をもって組織する。
- 第 2 条 (事務所) この支部は、主たる事務所を支部長宅に置く。
- 第 3 条 (目的) この支部は、科学技術及び工業の発展に資するとともに会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第 4 条 (事業) この支部は、定款の目的を達成するため、適宜次の事業を行う。
(1) 科学技術及び工業の振興並びにこれらに関する教育・啓発及び人材の育成に資する事業
(2) 講演会、見学会、交流会等の事業
(3) その他蔵前工業会の目的を達成するために必要な事業
- 第 5 条 (事業年度) この支部の事業年度を4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 第 6 条 (支部役員) この支部は、以下の支部役員を置く。
支部長 1名
副支部長 1名
幹事長 1名
副幹事長 2名以内
幹事 3名以上10名以内
会計幹事 1名
支部情報管理者 1名（必要に応じて副1名を置くことができる。）
支部監事 1名
ただし、幹事長および副幹事長は幹事のなかから選出し、幹事と会計幹事・支部情報管理者の兼務は可とする。また、支部長と会計幹事の兼務は不可とする。
- 第 7 条 (役員役割) 1 支部長は支部の活動を統括し、並びに支部総会及び支部役員会の決議事項を執行し、本部事務局への報告を行う。
2 この支部は、支部役員から成る支部役員会を置く。
3 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故のあるときは代行する。
4 幹事長は、支部総会及び支部役員会に関わる事務を統括する。
5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故等があるときは代行する。
6 幹事は、支部長を補佐し、支部総会及び支部役員会で承認された事業計画他を遂行する。
7 会計幹事は、支部の会計を管理し、予算書及び決算書の取りまとめを行う。
8 支部情報管理者は、本部事務局と連携し、支部会員データを維持・更新する。

- 9 支部監事は、支部会計の内部監査を担当する。決算報告は支部総会及び本部への報告前に、支部監事の監査を受けなければならない。

- 第 8 条
- 1 支部長の任期は2年とし、重任を妨げない。
- (役員任期)
- 2 支部長以外の支部役員の任期は、2年とし、重任は妨げない。ただし、転勤等で交替するときは、後任幹事を推薦することとする。
 - 3 支部長に事故等が発生し職務が遂行できない場合は、副支部長が、副支部長が職務の履行不可の場合は幹事長が臨時支部役員会を招集して支部長を代行するものとし、結果を本部に報告する。
 - 4 任期中に支部役員が交代した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

- 第 9 条
- 1 この支部の経費は、蔵前工業会から交付される事業費等を充てる。
- (支部経費)
- 2 不足が生じた場合は、事業の参加者からその都度会費として徴収することができる。

- 第 10 条
- 1 この支部は、毎年1回支部総会を開き、以下の事項について報告又は決議を行う。ただし、必要な場合には臨時支部総会を開くことができる。
 - (1) 事業報告及び決算
 - (2) 事業計画及び予算
 - (3) 支部長及び支部役員人事
 - (4) その他支部運営に関する事項
 - 2 支部役員会における決議事項は、役員の過半数をもって決議する。
 - 3 支部総会における決議事項は、出席者の過半数をもって決議する。
 - 4 支部総会の決議事項については、速やかに本部事務局長に報告を行う。
 - 5 決算及び予算については、支部総会で報告・決議される以前であっても、支部役員会の承認を得ていれば、本部事務局長へ報告することができる。

- 第 11 条
- 1 この支部に相談役を置くことができる。
- (相談役)
- 2 相談役は、支部役員会によって推薦され、総会において承認されたものとする。
 - 3 相談役は、支部長の諮問等に応え、支部活動に関与するものとする。

- 附 則
- 1 この規程の改廃は、「蔵前工業会 支部の設置に関する規程」に従い、支部総会で承認の上、蔵前工業会理事会に届出るものとする。
 - 2 この規程は、2012年4月1日から施行する。
 - 3 この規程の改正後の規程は、支部総会の承認を得た翌日の2017年9月24日から適用する。